

奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組

鹿児島県では、今後の県政推進の基本として平成13年1月に策定した「21世紀新かごしま総合計画」において、奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組を位置付け、同計画の主要施策である『奄美群島自然共生プラン』の具体的施策の一つとして取り組みを始めました。

この奄美群島自然共生プランは、世界的にも例を見ないまとまりのある亜熱帯性の常緑広葉樹の森やアマミノクロウサギを始めとする奄美群島の固有種など、奄美群島の多様な自然との共生を目指した地域づくりの指針として、県と奄美群島14市町村が一体となって策定したもので、「自然共生ネットワークの形成」や「希少な野生動植物と森林の保全」、「世界自然遺産登録に向けた取組」など9つの具体的な施策を中心に、長期的な視点のもとに様々な事業の推進を図ることとしています。

一方、平成15年5月の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が、知床、小笠原諸島とともに世界自然遺産候補地として選定されるとともに、登録に向けた課題として、「絶滅危惧種の生息地など、重要地域の一部はいまだ十分な保護担保措置がとられていない」との指摘がなされたことから、国立公園等の指定に向けた、「奄美群島重要生態系地域調査事業」に取り組んでいます。

奄美群島重要生態系地域調査事業では、自然生態系の現況に関する調査や重要な生態系を有する地域の保全と活用に関する調査及び重要な生態系の保全に係る普及・啓発活動を進めながら、平成17年度に国立公園等の指定のための保全管理計画案を取りまとめることとしており、これらの成果を踏まえて、国に対して国立公園等の指定及び世界自然遺産への推薦を要望することとしています。

奄美群島重要生態系地域調査事業について

1. 趣 旨

平成15年5月の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が、世界遺産条約に定める登録基準と完全性の条件を満たす可能性の高い地域として選定されたことから、世界自然遺産登録の早期実現に向けた事業に取り組む。

2. 必要性

奄美群島は、豊かな自然に恵まれ、日本のみならず世界的にも重要な生態系地域を有しているが、自然環境の保護に係る地域指定が必ずしも充分でなく、また総合的な保全計画等も策定されていない状況であることから、人為的影響などにより、その価値が認識されないまま失われていくことが懸念されている。

このような中、先の検討会において「絶滅危惧種の生息地など重要地域の一部は、いまだ十分な保護担保措置がとられていない」旨の指摘がなされたことから、早期の世界自然遺産委員会への推薦を図るためには、早急に国立公園等による地域指定を行なう必要がある。

3. 事業主体 県

4. 事業実施予定期間 平成15年度～17年度（3ヶ年）

5. 事業内容

- (1) 奄美群島の自然生態系の現況に関する調査
- (2) 重要生態系地域の保全と活用に関する調査
 - ア. 保全調査
 - イ. 利用調査
 - ウ. 国内及び海外における事例調査
- (3) 重要生態系の保全にかかる普及・啓発事業
- (4) 保全管理計画案のとりまとめ
 - ・ 上記の成果を踏まえ、奄美群島重要生態系地域保全管理計画案を作成する。

6. スケジュール

主 な 調 査 項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
奄美群島の自然生態系の現況に関する調査 (徳之島のアマミノクロウサギ調査)	←-----→ ←----→		
重要生態系地域の保全と活用に関する調査		←-----→	
重要生態系の保全にかかる普及・啓発事業	←-----→		
保全管理計画案のとりまとめ			←-----→

7. 委託先

財団法人 自然環境研究センター

奄美群島自然共生プラン体系

平成15年9月16日

【奄美群島の学術的な価値】

- (1) ユーラシアプレートとフィリピン海プレートの接点にあり、過去の隆起沈降の歴史とサンゴ礁による石灰岩生成の歴史が明白に示されている。
- (2) 世界的にも例を見ない亜熱帯性の常緑広葉樹林が発達していること。
- (3) 東南アジア地域・東アジア地域の生物多様性保全上からの重要性が高いこと。
- (4) 固有種、特に奄美群島だけに生息・生育する遺存種が多いこと。
- (5) 熱帯から温帯にかけての生物の地理的分布の移行帯であること。
- (6) 世界的なサンゴ礁分布域の北限であること。
- (7) 渡り鳥など、移動性の動物の中継地などの、広域を移動する種群の重要な生活史を担っていること。

【奄美群島の社会的な価値】

- (1) 奄美群島の自然は、人々の日常生活の中で利用され、群島住民の生活の基盤を提供し続けてきたこと。
- (2) 奄美群島は、固有な習慣や生活文化を創出する背景となっている、特有の信仰・伝統行事、島唄、食文化などを有していること。
- (3) 奄美群島は、大陸などからの文化の伝播経路として日本文化の形成に貢献し、日本文化の豊かさや多様性の確保に寄与してきたこと。

【プランの背景】

- (1) 世界及び日本において、「持続可能な発展」を目指した社会実現への要請がなされており、鹿児島県でも、その実現を目指している。
- (2) 奄美群島においては、特にその世界的にも貴重である、豊かな自然と共生した地域づくりが求められていること。

【プランの基本理念】

- (1) **共生への転換**
奄美群島は、「人と自然との共生」を基軸とした地域を目指す。
- (2) **地域多様性への転換**
奄美群島を構成する島々は、それぞれの多様性を尊重しながら「人と自然との共生」を目指す。
- (3) **地域主体性への転換**
奄美群島の地域が、自ら主体的に行動することを基本として「人と自然との共生」を目指す。

奄美群島は、「人と自然が共生する地域」を構築し、他の地域に先がけて、現代社会の「転換」を主導する可能性を有する地域である。

【プランの基本方針】

奄美群島自然共生プランの策定は、県と奄美群島14市町村が一体となって、策定を進めたもので、その基本として、奄美の「宝」を再認識・再発見した。

今後の奄美の地域づくりにあたっては、この奄美の「宝」を核とし、「生物多様性の保全」と「自然とのふれあい」を念頭におき、「人と自然との共生」を基軸とする個性的な地域を作ること提案する。

【奄美の「宝」による施策】

群島全域で積極的に取り組む施策（九つの施策）

- 1 自然共生ネットワークの形成**
 - 環境教育・環境学習の推進（学校教育、社会教育活動等）
 - 集落の機能の維持・確保（「結」による宝の保全等）、NPOの活動の促進
 - 専門的な調査研究の推進（インベントリー【種目録】の作成等）
 - ネットワークの形成（奄美パークなどの施設連携強化と「しまのサポーター・ネットワーク」の活用など人の連携強化等）
 - IT活用（「宝」のライブ映像提供等）
 - 奄美ミュージアム構想の取組促進
- 2 サンゴ礁と海岸の保全**
 - 重要生態系地域調査（国立公園指定等検討、保護・利用計画案の作成、普及啓発等）
 - オニヒトデ等駆除事業（ボランティア等）
 - 生活排水流出防止対策（市町村、住民等）
 - サンゴ礁のモニタリングネットワークの構築の検討
 - サンゴの再生等の検討
- 3 希少な野生動植物と森林の保全**
 - 重要生態系地域調査（国立公園指定等検討、保護・利用計画案の作成、普及啓発等）
 - 移入種対策の強化（マングース駆除等）、希少野生動植物保護条例などの適切な運用
 - 森林の適切な施策の促進、保護林の適切な運用
 - 奄美野生生物保護センターの拠点機能の充実・強化
- 4 身近な自然の保全**
 - 保存樹・保護植物の指定の検討（市町村条例及びNPO等）
 - 集落の機能の維持確保（「結」による清掃活動や宝の保全等）
 - 文化財保護法等による管理・保全の取組
- 5 自然再生の検討**
 - サンゴの再生等の検討
 - 海岸植生、河川、棚田等の再生の検討
 - 奄美らしい景観・風景の創出、再生の検討
- 6 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進**
 - 計画策定の検討（全体計画、地域計画、）
 - 利用の適正化等の検討（地域利用のガイドライン、ガイド等の認定制度等）
 - 活用のための基盤整備（自然・文化・産業等をテーマとしたプログラム等）の立案の検討、利用動態モニタリングの検討
- 7 奄美のブランドの創出**
 - 奄美の豊かな自然に育まれた特産品の生産
 - 伝統的な産業の継承（大島紬、黒糖づくり等）
 - 「長寿」の島や「子宝」の島を誇りとする情報発信
- 8 自然に対する配慮の徹底**
 - 住民自らが主体性をもった取組（「地球にやさしい県民運動」の実践一省資源化、ごみ減量化、廃棄物の適正処理など）
 - 自然環境配慮型の公共事業の推進
 - 環境保全型農業の推進
 - 赤土等の流失防止対策の徹底
- 9 世界自然遺産登録に向けた取組**
 - 重要生態系地域調査（国立公園指定等検討、保護・利用計画案の作成、普及・啓発等）
 - 世界自然遺産にふさわしい島づくり（景観づくり等）
 - 登録に向けた基盤の整備（推進体制の構築、連携・交流の促進）

【群島の取組】

奄美大島北部

奄美大島南部

喜界島

徳之島

沖永良部島

与論島

【効果的な実施】

- (1) 地域住民の役割
- (2) 地域のNPOの役割
- (3) 市町村の役割
- (4) 県の役割
- (5) その他主体の役割

奄美群島の自然の学術的な価値

(奄美群島自然共生プランから抜粋)

1 ユーラシアプレートとフィリピン海プレートの接点にあり、過去の隆起沈降の歴史とサンゴ礁による石灰岩生成の歴史が明白に示されている

- ・ 特に喜界島は、日本一の隆起速度を有し、異なる時代のサンゴ礁が陸上に段丘として現れ、サンゴ礁の形成史が明白な極めて貴重な島である。

2 世界的にも例を見ない亜熱帯性の常緑広葉樹林が発達していること。

- ・ 世界の亜熱帯地域は、草原、砂漠が多いが、雨の多い奄美大島、徳之島には多様な野生動植物の生息する常緑広葉樹林がまとまって存在している。

3 固有種、特に奄美群島のみで生息・生育する遺存種が多いこと。

- ・ 奄美群島に生息する固有種・固有亜種の代表的なもの
アマミノクロウサギ、オオトラツグミ、ルリカケス、オーストンオオアカゲラ、アカヒゲ、オットンガエル、アマミマルバネクワガタ

4 熱帯から温帯にかけての生物の地理的分布の移行帯であること。

- ・ 動物及び植物の分布が、南方系の要素と北方系の要素が入れ替わる、あるいは両方の要素が混在している地域である。
- ・ 渡瀬線や蜂須賀線などの生物地理境界線に挟まれている。

5 世界的なサンゴ礁分布域の北限であること。

- ・ まとまった規模と一定の生物多様性を有するものとして、世界的な北限に位置する。

6 渡り鳥など、移動性の動物の中継地などの、広域を移動する種群の重要な生活史を担っていること。

- ・ サシバなどの渡りやアジサシなどの海鳥の繁殖、ウミガメの産卵地、鯨類の中継地となっている。

世界自然遺産候補地に関する検討会について

平成15年5月26日（月）
世界自然遺産候補地に関する検討会
座長 岩槻 邦男

（検討会の議論の経過）

当検討会では、3月3日（月）から本日まで、これまで4回にわたって世界自然遺産の候補地に関する検討を行ってきた。

検討会においては、我が国における自然環境の観点から価値の高い地域をできる限り広く検討対象とした上で、世界遺産条約上の世界自然遺産の登録基準への適合性を詳細に検討するため、面積要件や人為的改変度等により、19の詳細検討対象地域を抽出し、当該地域について詳細な検討を行った。

（検討の結果）

詳細検討対象地域について、現時点で得られる知見、情報等に基づいて学術的見地から検討を行った結果、現段階では、以下に記述する3地域が、世界遺産条約に定める登録基準と完全性の条件を満たす可能性が高いものと考えられる。

しかしながら、これらの地域はそれぞれ課題もあり、直ちに世界遺産候補地として推薦できる状況にあるわけではない。

このため、今後、環境省及び林野庁等の関係省庁においては、地元自治体等関係者の意見を聴き、社会的条件も含めて更なる調整・検討を行い、その中で条件の整う見込みのついた地域については、世界自然遺産候補地として推薦されることを期待したい。

（世界自然遺産の登録基準に合致する可能性が高いと判断された地域）

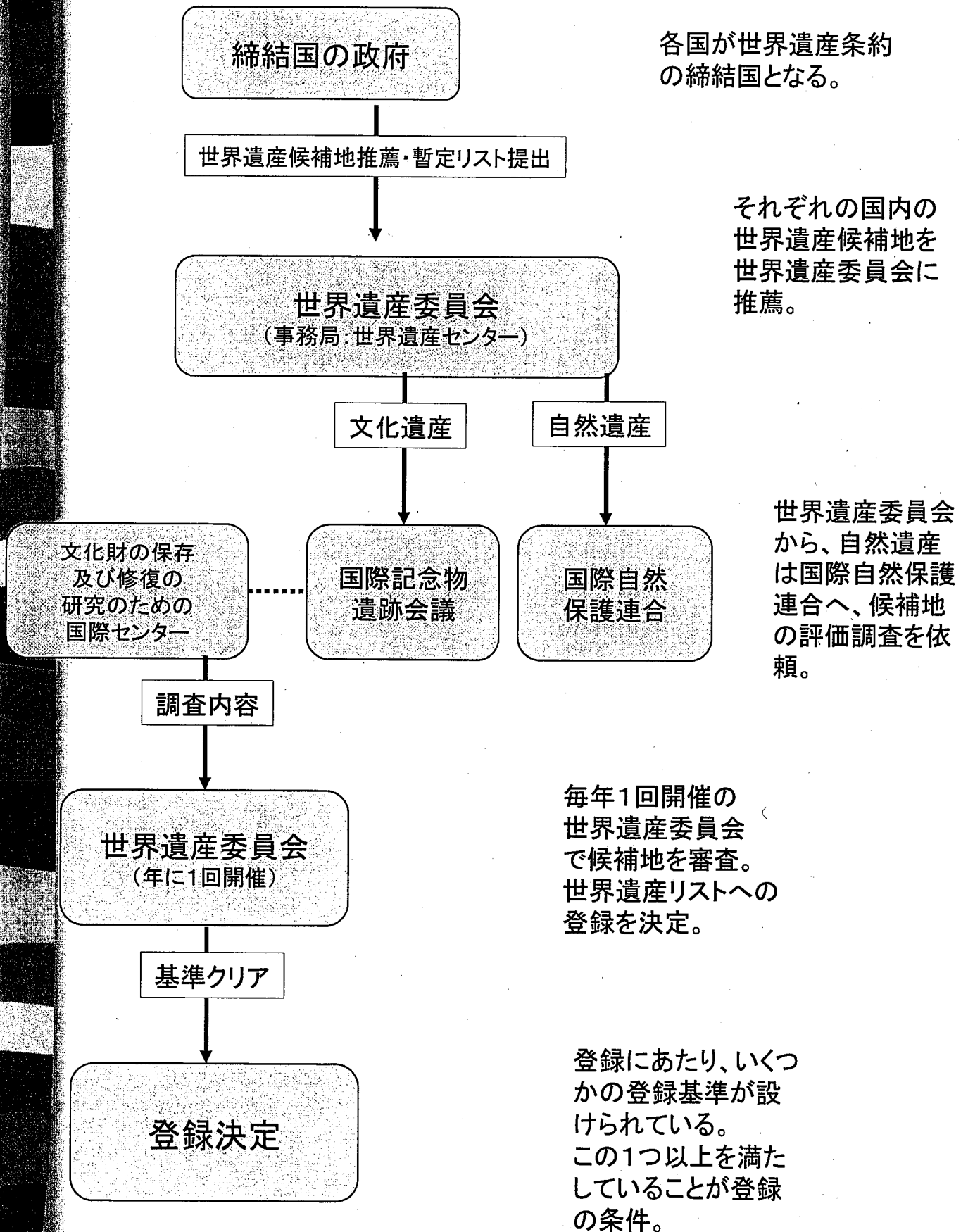
知床は、流氷が育む豊かな海洋生態系と、原始性の高い陸域生態系の相互関係に特徴があり、オオワシ・オジロワシ・シマフクロウといった世界的な絶滅危惧種の重要生息地となっているという点が評価され、登録基準に合致する可能性が高いと判断されたものであるが、そうした価値を保全するためには陸域と海域を含めた統合的な管理計画の策定の必要性について、今後の課題として指摘があった。

小笠原諸島は、多くの固有種・希少種が生息・生育し、特異な島嶼生態系を形成している点が評価され、登録基準に合致する可能性が高いと判断されたものであるが、移入種対策を早急に講じる必要があるほか、最も重要な地区の一部は、いまだ十分な保護担保措置がとられていないことから、それらの解決は喫緊の検討課題であるとされた。

琉球諸島は、大陸との関係において独特な地史を有し極めて多様で固有性の高い亜熱帯生態系や珊瑚礁生態系を有している点、また優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっている点が評価されたものであるが絶滅危惧種の生息地など、重要地域の一部はいまだ十分な保護担保措置がとられていないことから、それらの解決は今後の検討課題であるとされた。

（以下略）

世界遺産登録までの流れ



世界遺産条約・世界遺産の概要について

1 世界遺産条約（正式名称「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」）

- (1) 優れた普遍的価値を有する文化財や自然環境を国際協力によって保護し、次の世代に受け継いでいくことを謳っている。
- (2) 条約は1972年（昭和47年）の第17回ユネスコ総会で採択、75年発効。
- (3) 日本は、1992年（平成4年）に条約を批准。
2004年4月現在、178か国が批准。

* 加盟国の義務

- ① 国内的保護・・・締結国は、自国内の文化遺産及び自然遺産の保護に最善を尽くす。（努力義務）
- ② 国際的保護・・・世界遺産委員会をユネスコに設置し、同委員会が次の業務を行うことにより国際的保護を図る。
 - ア．締結国の提出する候補リストに基づき、世界遺産一覧表を作成。
 - イ．一覧表に記載された物件について、締結国の拠出金等からなる世界遺産基金を活用し、保護のための援助を実施。（締結国の拠出金＝2年に1回定期的に加盟国のユネスコへの分担金の1%にあたる額を拠出することになっている。）

2 世界遺産とは

- (1) 世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から引き継がれた宝物。それは、今日を生きる世界のすべての人々が共有し、そして未来の世代に引き継いでいくべき貴重な財産。
- (2) 世界遺産には、自然遺産、文化遺産及び複合遺産がある。

3 世界遺産の概要（2004年7月現在）

- (1) 自然遺産
 - ① 観賞上、学術上、保存上普遍的な価値を有している地形や生物、景観などを含む地域。
 - ② 世界遺産リストに登録された世界の**自然遺産は、154**。
（国内に2ヶ所、①屋久島、②白神山地）
- (2) 文化遺産
 - ① 普遍的な価値を有している記念工作物、建造物、遺跡など。
 - ② 世界遺産リストに登録された**文化遺産は611**。（国内は10）
（①法隆寺地域の仏教建造物、②姫路城、③古都京都の文化財、④白川郷・五箇山の合掌造り集落、⑤原爆ドーム、⑥厳島神社、⑦古都奈良の文化財、⑧日光の社寺、⑨琉球王国のグスク及び関連遺産群）、⑩紀伊山地の霊場と参詣道（和歌山・奈良・三重県）
- (3) 複合遺産
 - ① 自然と文化の両方の要素を兼ね備えている遺産。
 - ② 世界遺産リストに登録された複合遺産は23。（国内にはない）

* 世界遺産総数は**788**で、所有国の数は134か国（2004年6月中国（蘇州）での年次会合で34物件（自然遺産5、文化遺産29）が新たに登録された。）

世界自然遺産の登録基準

- 以下の評価基準の1つ以上（但し、(iii)を含む場合は2つ以上）に適合する世界的に見て類まれな価値を有し、かつ、次の条件を満たすこと。

- ① 評価される価値に関し、十分な規模と必要な要素を持っていること
- ② 法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること
- ③ 既登録の類似の自然遺産等と比較して、評価される価値の優位性・独自性が明らかであること

【 遺産価値の評価基準 】

i) 地形・地質

過去の生命の歴史や地球の歴史の証拠となるような、重要な地形・地質等がよくあらわれている地域

例：グランドキャニオン

ii) 生態系

現在も進行中の生物の進化や生物群集の見本となるような、極めて特徴のある生態系を有する地域

例：白神山地

iii) 自然景観

ひときわすぐれた自然美をもった自然現象や景観を有する地域

例：キリマンジャロ山

iv) 生物生息地

絶滅危惧種の生息地や、生物多様性の保全上最も重要な生物が生息・生育する地域

例：ガラバゴス諸島